

令和7年度事業報告

基本計画1 地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

重点推進項目1 町内会における高齢者等の見守り体制の整備・充実・強化をします

事業名／具体的事業内容	担当課	実績報告
(1) 福祉委員事業 小地域（町内会）における見守りネットワーク組織（助け合いネットワーク）の活動を推進し、安心して住み易い地域づくりを目指す。福祉部福祉委員を設置している町内会へ活動費を助成する。 ※対象：59町内会 福祉委員連絡会議を開催し、最新情報の提供や町内会で実施している福祉委員活動の具体的な活動について情報交換をする場とします。 ※連絡会議：年3回	地域福祉課	【開催状況】 ・福祉委員連絡会議 令和7年 5月31日 稚内総合文化センター 34名 令和7年10月25日 社協2階会議室 30名 【助成状況】 ・福祉委員設置町内会へ活動費助成（59町内会） 574,780円
(2) 生活支援コーディネーター事業 「生活支援コーディネーター事業」を受託し、多様な主体による多様な取り組みのコーディネートを行い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を一体的な活動として推進していく。 具体的には、多様なニーズに応えられる生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手発掘や、育成をボランティアセンターと共同で実施し、地域資源の発掘や新たな見守り体制の開発等、ネットワーク化を構築することを目的とします。	地域福祉課	【活動状況】 ・生活支援・介護予防サービス 63回（37町内会・その他26団体） ・支え合いの活動 77回（49町内会・その他28団体） ・生活支援サービス 27回（2町内会・その他25団体） ・ネットワークの構築 17回（2町内会・その他15団体）
(3) 障がい者、障がい児交流事業 市内に居住する障がい者、障がい児、その家族の支援を目的とした福祉活動及び交流推進と充実の向上を図る。	地域福祉課	【開催状況】 ・令和8年 2月28日 えびなイベントホール 42名 レクリエーションポッチャ・ピースプレスレット作り

重点推進項目2 高齢者・障がい者の権利を擁護します

事業名／具体的事業内容	担当課	実績報告
(1) 生活支援サポート事業		
ア 法人後見事業 認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が必ずしも十分でない人への権利や財産を守るため、社協が成年後見人となることにより、本人の権利擁護を図ります。 ①家庭裁判所審判により付与される同意権、取消権及び代理権に係る事務、後見事務、 ②本人の居所を定期訪問し、安否確認と心身の状態及び生活状況の把握 ③財産調査を行い、財産目録を調整し、財産管理計画及び身上監護計画の策定 ④金融機関の貸金庫及び社協金庫での財産の保管 ⑤台帳の整備 ⑥その他	相談支援課	【活動状況】 ・利用者1名（成年被後見人は、市内の福祉施設に入所中）
イ 権利擁護サポート事業 「日常生活自立支援事業」は認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などの意思決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービスの援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活支援サービスを提供する事業であり、訪問1回あたりサービス利用料の1200円の半額助成事業を実施する。 助成金：訪問1回につき利用料半額助成（600円）	相談支援課	【訪問、助成状況】 ・訪問回数等 5回 5件 合計3,000円
ウ 日常生活自立支援事業 認知症、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が必ずしも十分ではない人への福祉サービスの利用援助を目的に具体的な福祉サービスに関する情報提供やお手伝い、金銭管理、公共料金の支払い代行や通帳等の管理業務を行う。	相談支援課	【支援状況】 ・利用者 契約準備0件・新規契約0件・継続1件・終了1件・休止中1件 ・相談件数 認知症高齢者 相談援助20件 知的障害者 相談援助21件
エ 「稚内市権利擁護支援センター（仮称）」設立準備 高齢者、障がい者本人や家族に対する相談受付業務・申立て資料作成業務・成年後見等支援実務及び死後事務などの一連の成年後見業務、また「日常生活自立支援事業」も含めた総合的に支援ができるセンターの設立構想の整備を稚内市をはじめ関係機関に積極的に働きかけ、設立に向けた基盤づくりを進める。	相談支援課	【活動状況】 ・保健福祉センターに事務所を移転した際、相談支援課を2階へ集約したことにより総合的に支援できる基盤を整えることができた

基本計画2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

重点推進項目1 高齢者・障がい者の地域生活を支えます

事業名／具体的事業内容	担当課	実績報告
(1)指定居宅介護支援事業（ケアプラン及び介護予防プラン作成事業） 介護や支援が必要になった利用者が自宅において自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者と相談しながら多様な介護資源から適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。 根拠法：介護保険法	相談支援課	【支援状況】 ・ケアプラン数 要介護1 284件 ・介護予防プラン なし 要介護2 139件 要介護3 76件 要介護4 69件 要介護5 33件 合計 601件
(2)障がい福祉相談センター事業(相談及びサービス利用計画作成事業) 障がい者等が地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行う。 関係機関等との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。 事業所名 障がい福祉相談センター 相談員 4名 委託先 稚内市、各町村役場（3町1村） 根拠法 障害者総合支援法	相談支援課	【相談件数】 ・電話・メール 身体10件 知的 55件 精神15件 その他 24件 合計 104件 ・訪問 身体 6件 知的 36件 精神 2件 その他 14件 合計 58件 ・来所・来社 身体 0件 知的 6件 精神 1件 その他 7件 合計 14件 【サービス利用計画作成】 ・障害児 サービス利用支援41件 継続サービス利用支援14件 合計 55件 ・障害者 サービス利用支援60件 継続サービス利用支援81件 合計141件
(3)指定居宅介護支援事業（訪問調査） 要介護認定（介護保険法）及び障がい支援区分認定（障害者総合支援法）における訪問調査の実施。	相談支援課	【認定調査】 ・介護保険 市内 なし 市外 3件 ・障害者総合支援法 年間 28件
(4)研修事業 介護保険事業関係職員は、相談支援技術の向上をめざし1年に1回以上の研修を受ける。また全市的な研修については、稚内市や関係機関と連携、協働して行う。	相談支援課	【研修会参加数】 ZOOM研修 5件 対面 4件 【研修内容等】 精神保健、アンガーマネジメント、虐待防止、地域共生、こころの健康、成年後見制度、多機関連携、感染症予防、認知症疾患

	重点推進項目２ 生活のあらゆる相談に応じ解決に導きます		
	事業名／具体的事業内容	担当課	実績報告
	(1)心配ごと相談事業 日常生活上の悩みなど、あらゆる相談に応じ「いつでも・誰でも・気軽に」相談ができ、適切な助言援助を行う。 ※毎月第１、第３月曜日（午後１時～３時） 社会福祉協議会 相談室	地域福祉課	【相談件数】 87件（貸付相談業務含む）
	重点推進項目３ 生活困窮者等の最後の砦機能として関係機関と連携をして活動をしします		
	実践項目・事業名 / 具体的事業	担当課	実績報告
	(1)生活福祉資金の貸付及び相談支援、援助活動 国が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的として援助指導を行う。 [生活福祉資金] ①総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ②福祉資金（福祉費・緊急小口資金） ③教育支援資金（教育支援費・就学支度費） ④不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）厚生労働省の要綱に基づき、離職者を支援するための公的給付制度又は貸付金公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金または貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付し、自立支援することを目的として援助指導を行う。 [臨時特例つなぎ資金] ＊貸付限度額 １０万円 ＊連帯保証人 不要 ＊貸付金利率 無利子 ＊返済 給付金及び貸付金を受けてから１ヶ月以内で一括返済	相談支援課	【相談、援助活動】 ・生活福祉資金 新規貸付 1件 相談件数 15件 ・臨時特例つなぎ資金 実績なし
	(2)生活福祉資金調査委員会の開催 貸付の可否について調査等内容を審議する。（対象：更生資金・福祉資金（福祉費・住宅関係）及び免除審査）貸付、償還事務の円滑な推進を図りつつ長期滞納世帯の調査及び償還督励等（法的措置も視野）について、稚内市民生委員児童委員連絡協議会と密接な連携を図り、効果的な事業推進を進める。	相談支援課	【開催状況】 ・開催なし
	(3)生活福祉資金、生活資金等貸付利用世帯への指導強化 長期滞納世帯に対して、世帯状況の確認や償還指導を行うことにより、滞納に陥った状況や背景などを確認しながら、償還への助言、指導等を行う。	相談支援課	【償還指導等】滞納世帯へ自宅集金の他、償還未納世帯について指導等を行いました。 ・指導35件 集金17件／150,000円
	(4)社協「生活資金」の貸付 稚内市社会福祉協議会独自の制度で、一時的に困窮する低所得世帯に相談内容を精査し貸付を行い指導、援助する。 ＊貸付額－1世帯5万円以内	相談支援課	【貸付状況】 ・貸付金 35件 640,300円 ・償還金 75件 590,300円 ・愛情償還 0件 0円
	(5)「特別生活資金」の貸付 高齢福祉年金等を受給している高齢者、障がい者世帯に対し、冬期間における生活を維持する資金（灯油代）の貸付を行う。 ＊12月1日から翌年3月末まで貸付 ＊貸付額－1世帯5万円以内	相談支援課	【貸付、相談状況】 ・貸付、相談なし
	(6)生活困窮者自立相談支援事業 「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、地域の各種資源をつなぎ、本人の状況に応じた支援を行い、自立促進を図ります。 自立を支えるための相談支援体制を構築するため、中核的機関として「自立生活支援センター」を設置し、関係機関との連絡調整等を行います。 また稚内市からの受託事業の中で、住宅確保給付金に関わる相談、受付等も併せて行います。 ＊名 称：自立生活支援センター	相談支援課	【相談実績】 ・管内 相談10件 支援申請11件 合計21件 ・市内 相談20件 支援申請24件 合計44件 【緊急物資支援】 ・管内 3件（食料提供） 1件（物品提供） ・市内 9件（食料提供） 1件（物品提供）
	(7)生活困窮者就労準備支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき、「社会との関わりに不安を抱えている」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」「就労経験が少ない、仕事をしていない期間が長い」等の複合的な課題があり、直ちに就労することが困難な方に対して、一般就労のための基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います。	相談支援課	【相談実績】 ・管内 相談1件 支援申請1件 ※前年度より継続支援 ・市内 相談2件 支援申請9件
基本計画３ 地域づくりを主体的に担う人づくり			
	重点推進項目１ ボランティア活動の充実とマンパワー育成に努めます		
	実践項目・事業名 / 具体的事業	担当課	実績報告
	(1)ボランティアセンター運営事業（相談・登録・斡旋） ボランティア活動の総合的な相談に応じ活動したい方の発掘と育成、登録を進めボランティアが欲しい団体との需供調整を行う。ボランティア情報を提供し、福祉企画やボランティア企画の提供。また各学校福祉教育部門及びボランティア団体に対して、活動推進のための相談に応じる体制をとる。さらにボランティア活動のPR啓蒙強化を図るため、各種マスコミや新聞、FM放送、SNS等情報媒体の積極的な活用を図る。	地域福祉課	【活動状況】 ・広報誌「社協だより稚内」でのボランティア登録募集記事掲載 ・市内新聞社記事でのPR啓蒙 ・FMわからない番組出演においてのPR ・社協Facebookやホームページを利用したボランティア募集PR
	ア ボランティア活動保険加入促進事業 ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償するためのボランティア活動保険の加入手続き及び、ボランティア行事用保険の加入手続と加入の促進を行います。	総務課	【保険加入状況】 ・活動保険 25件 601人 ・行事用保険 56件 2,628人
	イ ボランティアセンター推進協議会事業 市内ボランティア活動について幅広い見地から意見提言を行い、ボランティアの活動内容等が充実することを目的に開催する。 ※年２回開催予定	地域福祉課	【開催状況】 ・開催なし

	ウ 有償ボランティア活動の検討協議		【活動状況】 ・実施に向け検討中
	ボランティアご自身の得意なことを活かして「ちょっとした困りごと」のお手伝い(有償ボランティア活動)実施に向けた検討をします。	地域福祉課	
	(2) 災害時における事前準備及び関係機関との連携 社協における要援護者支援、避難所支援、ボランティア受入支援、救援物資の受入支援、被災市民の情報収集など直接、間接支援等の業務内容を検討し、情報収集に努める。 また、稚内市防災計画に準拠して行政機関との連携を密にし、各福祉団体へ自主防災計画等防災関係情報の提供や防災士の積極的な派遣に努める。	地域福祉課	【連携状況】 ・令和8年3月24日 災害ボランティアセンター設置運営等の協定締結
	(3) ボランティア講座開催事業（初級・中級・災害） ①ボランティア講座（初級） ボランティア活動の意識が高まる中で特に地域におけるボランティアの役割や、ボランティア活動するうえでの心構え等初歩的な内容の講座を開催する。 ※開催日時及び場所 未定 ②ボランティア講座（中級） ボランティア活動のスキルアップを目的とした知識の習得をする講座を開催する。 ※開催日時及び場所 未定 ③ボランティア講座（災害） 「災害は忘れたころにやって来る」を教訓として、災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティアリーダー災害時に活動できるボランティアの養成と平常時からの組織力、地域力の向上を目的とした講座を開催する。 ※開催日時及び場所 未定	地域福祉課	【ボランティア講座（災害）】 ・令和7年10月26日 ひばり・ひかり町内会合同防災訓練に協力 ・令和8年 3月 4日 道老連宗谷北地区 小ブロック研修「1日防災学級」に協力
	(4) ボランティア関係団体助成事業 これからボランティア活動及び福祉活動等を開始しようとする団体・グループ等から申請を受け、審査し限度額10万円、3年間の期間限定で団体等における育成事業の助成を図ります。 また、活動内容を精査し、活動の継続性及び効果を考慮し、赤い羽根共同募金・総合福祉の事業（団体助成対象）として推薦する。	地域福祉課	【助成状況】 ・実績なし
(5) ボランティア情報のPR啓蒙事業 社協広報誌内にコーナーを設置し、活動のPR啓蒙をし情報紙を発行し、ボランティア意識の向上とボランティア活動情報の提供を図ります。	地域福祉課	【PR状況】 ・「社協だより稚内」でボランティア登録募集記事掲載 ・ホームページやFacebookで活動情報の提供を実施	
重点推進項目2 赤い羽根共同募金を活用した事業をします			
	実践項目・事業名 / 具体的事業	担当課	実績報告
	(1) 福祉団体等助成事業 共同募金の特質に鑑み、地域に根ざした相互援助社会の構築に向け、高齢者、障がい者等の支援を目的とした地域における在宅福祉活動の推進を図るという民間福祉活動の原則に従い各福祉団体への助成を通じて、福祉活動の充実と向上を図る。ただし、共同募金の目標額達成が毎年度困難な状況が継続している中で、一般公募という公平公正な申請方法を実施するとともに申請団体の活動内容、繰越金額の調査及び助成方法、助成金額の見直し等について助成審査委員会にて検討を行い、適正な助成に努める。 [対象となる団体] ・地域福祉団体・ボランティア団体・NPO団体・地域福祉推進を目的とする団体 ・その他上記内容に関連する団体	総務課	【申請期間】 ・社協広報誌7月号（第194号）及び新聞媒体にて周知 7月1日から7月31日（一次） から8月20日（二次） 【助成委員会】 ・令和7年9月10日 社協2階会議室（委員5名、事務局3名） 【決定団体】 ・11団体 399,000円
	(2)ふくしのお祭り開催事業(出前相談、福祉機器展) 福祉に纏わる相談をどこにしたら良いのか？ 誰にしたら良いのか？等高齢者、障がい者、家族等が相談をしやすい環境を整えるひとつとして、関係機関が地域に直接出向き、相談を受けたり、福祉サービスや事業所紹介等のPR啓発をすることで、地域住民と繋がるシステム作りを構築することを目的に開催する。 また、福祉用具機器展を開催し、直接見て体験してもらい利用料等実際の介護の参考にしてもらうことを目的とする。 ※開催日時：未定	地域福祉課	【開催状況】 ・令和7年8月24日 北コミュニティセンター ・参加団体 8事業所・企業・団体（14ブース） ・来場者 150名
	(3) 社協広報誌の発行事業（年4回発行全戸配布） 最新の地域福祉情報及び社協主催の事業、サービスを市民に的確に提供するため社協広報誌を「広報わっかない」に含めて年4回（5.7.10.1月）発行する。内容については、地域住民が求める内容を心がけ見やすいものとし、社協広報の媒体として充実強化に努める。	地域福祉課	【発行状況】 ・令和7年 5月号 社協だより稚内（第193号） ・令和7年 7月号 社協だより稚内（第194号） ・令和7年10月号 社協だより稚内（第195号） ・令和8年 1月号 社協だより稚内（第196号）
	(4) ホームページ、SNS維持管理事業 ホームページやSNSを通して社会福祉協議会の事業や、サービスを市民に理解していただけるよう「見える社協」「わかりやすい社協」を心がけ、幅広い年齢層に見てもらえるホームページとし、テーマ別社協情報等をはじめ広く情報提供、公開を目指す。	地域福祉課	【公開状況】 ・ホームページを随時更新し、社協サービスの紹介 ・Facebookを利用し情報提供を実施
	(5)ふれあいランチ事業 町内会居住の子どもや親、学校教職員、町内会役員が協力をして地域の独居及び高齢者夫婦世帯へお弁当を配達及び集合型で交流を行い、子どもの福祉への参加の一助としたい。令和7年度でランチ事業単独での実施を終了し、令和8年度からは新事業へ移行予定の為、町内会等に広く周知をし新事業へスムーズな移行をする。 ※8町内会指定	地域福祉課	【開催状況】 ・17町内会 739,290円
重点推進項目3 歳末たすけあい募金を活用した事業をします			
	実践項目・事業名 / 具体的事業	担当課	実績報告
	(1) 歳末見舞金配分事業 12月1日より実施する歳末たすけあい募金を活用し「まごころ」という名称で見舞金を「本人申請方式」により配分する。なお、対象世帯及び支給単価については、財源を考慮し、助成審査委員会にて決定する。 [対象となる世帯] ①障がい児・者が在宅している世帯 ②義務教育終了前の児童・生徒を養育しているひとり親世帯 ③70歳以上の高齢者のみの世帯 *上記①～③いずれかに該当した上で、前年度市民税が非課税世帯であることが条件となります。	総務課	【周知状況】 ・社協広報誌7月号（第194号）にて周知 ・社協広報誌10月号（第195号）にて周知 ・日刊宗谷、稚内プレス、FMわっぴーにて周知 【申請期間】 10月8日から11月7日 【支給世帯数】 52世帯（前年度比0件） 【支給決定額】 1,350,000円

	(2) ひとり暮らし老人等除雪サービス事業 冬期間、ひとり暮らしの老人等が安心して生活ができるよう自宅玄関から道路までの除雪を実施し、生活通路の確保に努める。 ※１２月１日より翌年３月３１日まで	地域福祉課	【登録調査】 民生委員／関係機関 R7.9.1～R 7.10.31 【事業開始】 R7.12.1～R8.3.31 【除雪件数】 申し出による除雪117件 パトロールによる除雪99件 合計216件
	重点推進項目 4 愛情銀行を活用した事業をします		
	実践項目・事業名 / 具体的事業	担当課	実績報告
	(1) 老人の杖及び補助具等に対する助成事業 杖及び補助具を必要とする老人に対し、割引価格で販売する。 販売窓口 - 稚内市・社協事務局 ＊杖500円・先ゴム50円・アイスピック500円	総務課	【老人の杖】 6本 3,000円 【先ゴム】 2個 100円 【アイスピック】 12本 6,000円
	(2) 車椅子等の貸出事業 各種障がいを持った方や学校教育機関等に対して、車椅子や疑似体験セット等を無料貸出する。（介護保険外サービス）	総務課	【貸出数】 新規 3 0 台 継続 2 2 台 合計 5 2 台
	(3) 災害被災者への援助活動（緊急援護活動） 火災及び自然災害により被害を受けた方々に対し災害見舞金の支給を行う。 【見舞金支給額】 1世帯－単身 1 0 , 0 0 0 円 2人以上 2 0 , 0 0 0 円 死 亡 2 0 , 0 0 0 円 【緊急援護活動】 低所得世帯であり、経済的な理由により一時的に困窮するものに対して、相談内容を精査し、特に緊急性が高い場合は給付する。	総務課	【見舞金】 火災1件 20,000円
	(4) 無収入者見舞金事業 市内福祉施設に入所している無年金の方へ毎月見舞金を配分する。	総務課	【見舞金】 2名 180,000円
	(5) 愛の小箱設置事業 「愛の小箱」を設置し、愛情銀行の推進を図る。また新規の募金箱設置開拓を図る。	総務課	【設置状況】 48ヶ所 【回収状況】 67件 257,042円
	(6) 安心サポート事業 北海道内の社会福祉法人が地域公益活動として抛出した資金を財源に、自立生活支援センターと連携し、経済的援助などにより制度の狭間の対応を行い、生活困窮者の自立につなげていくことを目的として実施する。 現物支給30,000円を上限に対応する。	相談支援課	【利用実績】 4件 92,657円
	重点推進項目 5 福祉関係団体とのネットワークを推進します		
実践項目・事業名 / 具体的事業 /	担当課	実績報告	
(1) 福祉団体の事務局業務 本会事業の推進にあたり協力関係である福祉団体の事務局業務を行う。 ①稚内市民生委員児童委員連絡協議会 ②稚内市老人クラブ連合会 ③稚内身体障害者福祉協会 ④稚内市遺族会 ⑤稚内市共同募金委員会 ⑥稚内市町内会連絡協議会 ⑦宗谷管内町内会自治会連絡協議会	総務課 地域福祉課	○総務課 稚内市共同募金委員会／稚内市町内会連絡協議会／宗谷管内町内会自治会協議会 ○地域福祉課 稚内市民生委員児童委員連絡協議会／稚内市老人クラブ連合会 稚内身体障害者福祉協会／稚内市遺族会	
(2) 行事用テントの貸出事業 共同募金会から半額助成を受け購入した行事用テントを無料で貸出します。 ※10張り保管	総務課	【貸出数】 11件 40張	
(3) 関係機関・ボランティア団体への協力 各事業等の推進にあたっては、地域住民組織、福祉施設、ボランティア団体等と協働した推進方法をとる必要があり、より一層の活動連携強化を図ります。	総務課 地域福祉課 在宅福祉課	【連携状況】 ・各事業（ふくしのお祭り、障害者・障がい児交流事業等）を通じて、各団体と連携の強化を図る	

基本計画 4 課題に柔軟に対応し、解決していく為の組織づくり

重点推進項目 1 社協活性化の推進と社協役員体制の強化と事務局機能の充実に努めます			
実践項目・事業名 / 具体的事業	担当課	実績報告	
(1) 社協会員の加入促進 社協唯一の自主財源である社協会員会費が減少傾向の中、加入者自身のメリットや恩恵を享受できるシステムづくり、参加する意義を見つける仕組みを今後継続的に展開しながら、加入促進を図っていきます。	総務課	【住民会員】 65町内会依頼 （実績 65町内会 2,320,647円） 【特別会員】 148名依頼 （実績 139名 236,000円） 【団体会員】 16団体依頼 （実績 16団体 151,000円） 【法人会員】 84企業依頼 （実績 82企業 1,015,000円） 	

重点推進項目 2 財政の確立と財源の確保に努めます			
実践項目・事業名 / 具体的事業		担当課	実績報告
(1) 公費補助事業の委託継続 椎内市共同募金委員会との連携を図り、赤い羽根及び歳末助け合いの募金額増加に向け積極的に取り組む。		総務課 地域福祉課	【活動状況】 ・街頭募金への協力 36回 ・その他（空の日まつり、募金箱回収など）
(2) 社会福祉基金の増強と関連する事業の推進 社会福祉事業の健全な運営に資するため、市民の理解を得て基金増強に取り組む。		総務課	【寄附状況】 4件 769,555円
(3) 一般寄附及び愛情銀行の預託推進 役員が中心となり預託促進に努める。		総務課	【寄附状況】 10件 475,936円
重点推進項目 3 公的事業の受託を継続します			
実践項目・事業名 / 具体的事業		担当課	実績報告
(1) ふれあい生活支援事業 1) 要約筆記奉仕員派遣事業 聴覚障がい者等が会議や研修会に参加する際「聞こえの保障」の一部としてOHP等の機器を利用し、ノートテイクにより大きく映し出す奉仕員の要請と派遣コーディネート及び、活動する奉仕員の募集、PR啓発、奉仕員のスキルアップ研修を実施する。		地域福祉課	【派遣状況】 ・筆談による聴覚障害者の対象者がいないため、実績なし
2) 認知症予防教室開催事業 介護保険を使わない健康な高齢者のための認知症予防教室を開催する。 町内会、老人クラブ等で実施する。また、悩み相談も実施し困り毎解決の一助としたい。 ※開催日時－ 通年 ※開催場所－ 6 団体／全市 1 カ所／全市地区割 3 地区		地域福祉課	【開催状況】 ・ 6 団体 792名 ・ 全市 1 カ所 68名 ・ 全市 3 地区 85名 合計53回開催 945名
3) 高齢者のいきがいと健康づくり推進事業 高齢者の介護予防普及啓発を目的に、健康増進活動、健康講座、教養講座等を実施し、高齢者自らの健康維持・介護予防を進め「介護を受けない元気高齢者」を目指した事業を実施する。		地域福祉課	【開催状況】 ・ 姉さん達の料理教室 令和7年 6月24日 21名 ・ ちょこっと旅 令和7年 7月29日 45名 ・ 体操の時間ですよ!! 令和7年 9月 5日 42名 ・ 男の料理教室 令和7年11月14日 9名
(2) 在宅介護支援センター事業 「地域包括支援センター」の協力機関としての位置づけであり、在宅の要援護高齢者、要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健福祉サービスが連絡調整等の便宜を供与し福祉の向上を図る為に設置する相談機関。 * (一部指定管理者指定業務 令和 6 年度～令和 1 0 年度) * 対象地域：朝日・はまなす・宝来・恵比須・ノシャップ・富士見・西浜 更喜苫内・恵北・増幌		相談支援課	【独居高齢者見守り活動】 令和7年 9月 3日 30件訪問 令和7年 9月 5日 86件訪問 令和7年11月20日 45件訪問 【実態把握件数】 ・ 市内 継続 335件 新規 94件 ・ 郡部 継続 18件 新規 6件 合計 453件